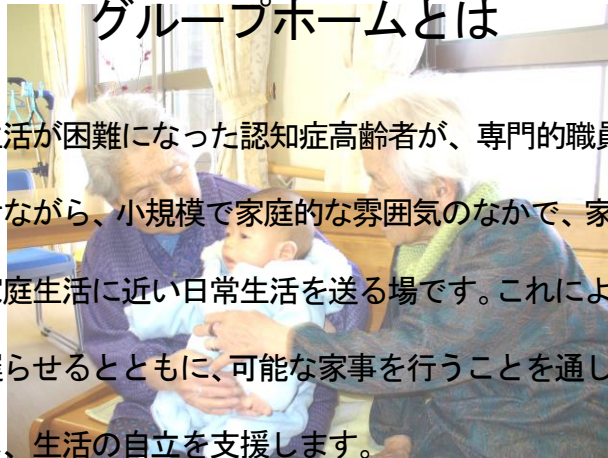




入居のご案内

グループホームとは

家庭での生活が困難になった認知症高齢者が、専門的職員の援助、介護を受けながら、小規模で家庭的な雰囲気の中で、家事を含め協力して家庭生活に近い日常生活を送る場です。これにより認知症の進行を遅らせるとともに、可能な家事を行うことを通して残存能力を維持し、生活の自立を支援します。



グループホームコスモス松川

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 1629-3

TEL0265-36-7062 FAX0265-36-7063 担当 伊野 大輔



グループホーム コスモス松川の特徴

グループホームコスモス松川は2ユニットあり、1ユニット9人で生活しています。それぞれのユニットが独立しており、右のページのように毎日の生活は普通の家庭と同じように営まれております。また、年間の行事も出来るだけ家庭の行事に近づけ、今まで家族とともに生活してこられた皆さまが、自然に馴染んでいただけるように配慮します。

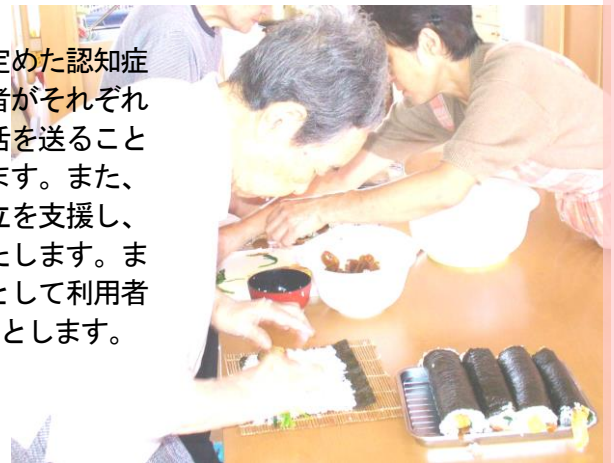


入居条件

入居に際しては、主治医の診断書が必要です。(介護等級の確定) 要支援2・要介護1～5で認知症状がある方のうち、少人数による共同生活に支障のない方が対象です。著しい精神症状を呈する人や著しい行動障害(奇声をあげる、極端な不潔行為、性的異常行動など)のある方、あるいは重篤身体疾患により、共同生活が困難な方は入所できません。

介護サービス

援助の目的や具体的なサービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮したサービスをいたします。また、利用者の心身の状態に応じ、入居者の自立を支援し、心豊かな日常生活ができるよう介護をいたします。また、利用者の食事その他の家事等は原則として利用者 と介護従事者が共同で行うよう努めるものとします。



利用者の一ヶ月あたりの負担額 (2020年4月 現在)

- 1) 利用料……介護保険適用の介護報酬から1～2割を自己負担します。
要介護度により、月額25,000円から30,000円(概算)
(医療連携加算 39円/1日 体制強化加算 12円/1日が加算されます)
(処遇改善加算Ⅰ 1ヶ月合計単位に111/1000を算定し、上記金額に加算)
(特定処遇改善加算Ⅱ 1ヶ月合計単位に23/1000を算定し、上記金額に加算)
- 2) 家賃等……月額 31,000円
飲食費……月額 40,300円(食事・おやつ等)
光熱水費……月額 12,000円(電気、水道)
燃料費……月額 6,000円(ガス、灯油)
計 ……月額 112,000～120,000円(オムツ代、理美容代は含まれておりません)

面会について

家族や今までお付き合いのあった方達とのつながりを大切にしたいと考えています。24時間面会可能ですので、ご都合のいい時はいつでもおいでください。(但し20:00～6:00の間は防犯上施錠させていただいておりますので、事前にご連絡の上お越しください)

申し込み

担当のケアマネージャーに相談していただき、申込用紙に記入後ケアマネージャーに渡していただくか、直接お持ちください。

担当 伊野 大輔
(電話 0265-36-7062)

★ 医療関係

グループホームは在宅生活の延長であり、病院・施設ではありません。入居中の医療については、各人の保険証によって受診することになります。



グループホーム 春夏秋冬

毎

日の生活・レクリエーション



おせち作り



ぶどう狩り

野菜作り



立派なスイカが出来ました



畑で取れた大根で
秘伝のお漬物



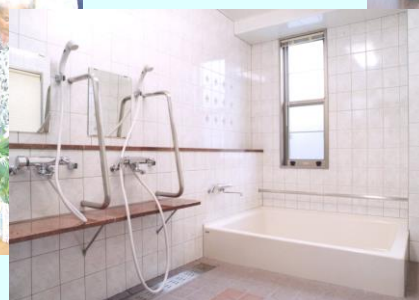
近所の保育園児、小・中学生が定期的に訪れ、地元地域との交流も、盛んに行っております。

施設内

居室



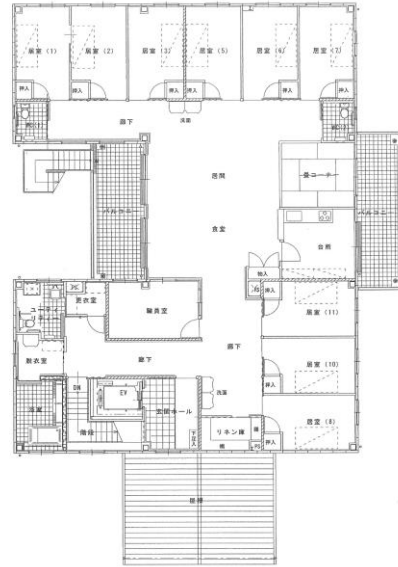
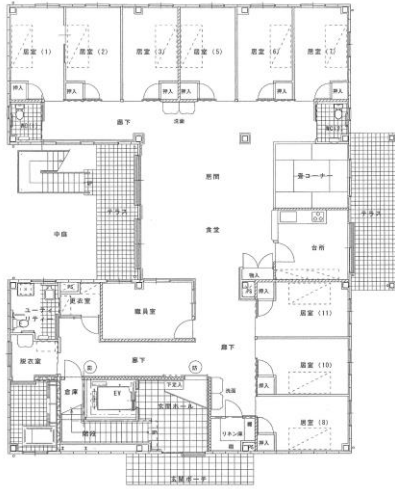
居間・食堂スペース
(多目的に使われております)



浴室

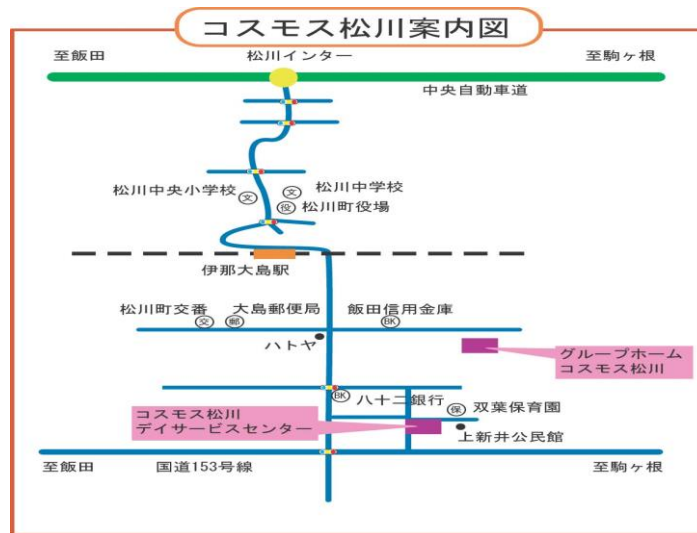
施設平面図

- ◆1号棟 1階……定員9名
- ◆2号棟 2階……定員9名



1階

2階



個人情報の保護に関する取り扱いについて

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの予防に努め、万一の問題発生時には速やかなる是正対策を実施します。

3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規定を明確にし、従事者に周知徹底いたします。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取扱うよう要請します。

4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規定を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し推進します。